

特別養護老人ホームやすらぎホーム 料金表(2024年8月1日版)

※当事業所の地域区分は7級地となり、1単位の単価は10.14円となります。

I. 多床室(2~4人部屋)料金表

負担段階	要介護度	※1)介護報酬(円)/1日当たり			食費/1日	居住費/1日	1か月合計(円)/30日で計算		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1段階	要介護1	659			300円	0円	28,829		
	要介護2	730					30,958		
	要介護3	804					33,179		
	要介護4	875					35,308		
	要介護5	945					37,407		
第2段階	要介護1	659			390円	430円	44,429		
	要介護2	730					46,558		
	要介護3	804					48,779		
	要介護4	875					50,908		
	要介護5	945					53,007		
第3段階①	要介護1	659			650円	430円	52,229		
	要介護2	730					54,358		
	要介護3	804					56,579		
	要介護4	875					58,708		
	要介護5	945					60,807		
第3段階②	要介護1	659			1360円	430円	73,529		
	要介護2	730					75,658		
	要介護3	804					77,879		
	要介護4	875					80,008		
	要介護5	945					82,107		
第4段階	要介護1	659	1,318	1,977	1600円	925円	95,579	115,408	135,236
	要介護2	730	1,460	2,190			97,708	119,666	141,625
	要介護3	804	1,608	2,412			99,929	124,108	148,286
	要介護4	875	1,750	2,625			102,058	128,366	154,675
	要介護5	945	1,890	2,835			104,157	132,564	160,972

※1)介護報酬の内訳は以下のとおりです(多床室、個室共通) * 1割負担の場合

要介護度	施設サービス費(a)	日常生活継続支援(b)	夜勤職員配置(c)	看護体制 I・II(d)	1日単価(円) (a+b+c+d)×10.14×0.1	感染対策向上 I・II	科学的介護推進体制 I
要介護1	589単位	36単位 (1日につき)	13単位 (1日につき)	12単位 (1日につき)	659円	15単位 (1月につき)	40単位 (1月につき)
要介護2	659単位				730円		
要介護3	732単位				804円		
要介護4	802単位				875円		
要介護5	871単位				945円		

Ⅱ.個室料金表

負担段階	要介護度	※1)介護報酬(円)			食費/1日	居住費/1日	1か月合計(円)/30日で計算		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1段階	要介護1	659			300円	380円	40,229		
	要介護2	730					42,358		
	要介護3	804					44,579		
	要介護4	875					46,708		
	要介護5	945					48,807		
第2段階	要介護1	659			390円	480円	45,929		
	要介護2	730					48,058		
	要介護3	804					50,279		
	要介護4	875					52,408		
	要介護5	945					54,507		
第3段階①	要介護1	659			650円	880円	65,729		
	要介護2	730					67,858		
	要介護3	804					70,079		
	要介護4	875					72,208		
	要介護5	945					74,307		
第3段階②	要介護1	659			1360円	880円	87,029		
	要介護2	730					89,158		
	要介護3	804					91,379		
	要介護4	875					93,508		
	要介護5	945					95,607		
第4段階	要介護1	659	1,318	1,977	1600円	1265円	105,779	125,608	145,436
	要介護2	730	1,460	2,190			107,908	129,866	151,825
	要介護3	804	1,608	2,412			110,129	134,308	158,486
	要介護4	875	1,750	2,625			112,258	138,566	164,875
	要介護5	945	1,890	2,835			114,357	142,764	171,172

◎高額介護サービス費について

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。

高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻しされる制度です。ただし、食費・居住費・日常生活費は対象外となります。

利用者負担段階区分	月額負担上限額
生活保護を受給されている方	15,000円(世帯)
世帯全体が住民税非課税の方	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円未満の方)	44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)

◎負担段階区分

負担段階は、以下のように区分されます。（※市役所で所定の手続きを経て認定されます）

	所得要件	資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金 ・単身で1000万円以下 ・夫婦で2000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額80万円以下	預貯金 ・単身で650万円以下 ・夫婦で1650万円以下
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額80万円超120万円以下	預貯金 ・単身で550万円以下 ・夫婦で1550万円以下
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額120万円超	預貯金 ・単身で500万円以下 ・夫婦で1500万円以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・本人が住民税課税者	要件なし

Ⅲ.職員の処遇改善に係る加算（入所者全員に共通して加算されます）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の合計に14.0%加算
----------------	------------------

Ⅳ.入所者の状態に応じて、個別に算定される介護給付サービス加算

※単位数に地域加算10.14を掛けた金額の、負担割合に応じた額を頂きます。

加算項目	単位数	内容
初期加算	30単位/1日	入所した日（30日を超える医療機関への入院後に再入所した場合も含む）から起算して30日間算定
安全対策体制加算	20単位/入所時1回	外部の研修を受けた担当者を配置し、継続的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時1回に限り算定
療養食加算	6単位/1食 1日3回を限度	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
経口維持加算（Ⅰ）	400単位/1月	摂食機能障害のある入所者に対して、多職種共同で入所者ごとに経口による継続的な食事摂取を進めるための計画を作成し、栄養管理を行う場合に算定
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位/1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な助言及び指導をした場合に算定
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/1月	入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚労省に提出し、口腔衛生管理の実施に当たって、当該情報を活用している場合に算定
栄養マネジメント強化加算	11単位/1日	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施し、入所者ごとの栄養状態の情報を厚労省に提出して継続的な栄養管理の実施のために当該情報を活用している場合に算定

配置医師 緊急時対応加算	325単位/1回	配置医師の勤務時間外に配置医師が診療を行った場合に算定
	650単位/1回	早朝・夜間に配置医師が診療を行った場合に算定
	1300単位/1回	深夜に配置医師が診療を行った場合に算定
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日 1280単位/1日	本人または家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画を作成して看取り介護を提供し、当施設またはご利用者の居宅で亡くなられた場合に算定
	死亡日の前日、前々日 680単位/1日	
	死亡日以前4～30日 144単位/1日	
	死亡日以前31～45日 72単位/1日	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日 1580単位/1日	施設の求めに応じて24時間対応できる医療提供体制を整備し、実際に施設内で看取りを行った場合に算定
	死亡日の前日、前々日 780単位/1日	
	死亡日以前4～30日 144単位/1日	
	死亡日以前31～45日 72単位/1日	
入院・外泊時費用	246単位/1日	病院又は診療所に入院した場合または居宅に外泊した場合に、1月に6日を限度に、所定単位数に代えて算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/1日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると医師が判断して、介護福祉施設サービスを行った場合に算定
若年性認知症入所者受入加算	120単位/1日	若年性認知症と診断された方を受け入れ、個別の担当者を決めて対応した場合に算定
退所前訪問相談援助加算	460単位/1回	入所者の退所前に、退所後生活する居宅(又は他の社会福祉施設等)を訪問し相談援助を実施した場合、1回(又は2回)を限度に算定
退所後訪問相談援助加算	460単位/1回	入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を実施した場合、退所後1回に限り算定
退所時相談援助加算	400単位/1回	入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合、入所者1人につき1回を限度として算定
退所前連携加算	500単位/1回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定
退所時情報提供加算	250単位/1回	入所者が退所して医療機関へ入院する際に、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供して当該入所者を紹介した場合に、入所者1人につき1回を限度に算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用した場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20単位/月	入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者ごとに、多職種共同で褥瘡ケア計画を作成して褥瘡管理を行い、厚労省にその評価結果を提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報を活用した場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)において、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定

退所時栄養情報連携加算	70単位/回	入所者が他の医療機関等に退所する際に、施設の管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に、1月に1回を限度として算定する。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院している入所者が、退院して施設に再入所する際に、施設の管理栄養士が、当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養ケア計画を作成した場合に算定する。

V. 日常生活費

名称	内容	金額
預かり金管理費	入所者から預かり金管理を委託された場合の管理料	1月あたり 1,000円
電気製品使用料	①テレビ、冷蔵庫、ラジオ、電気剃刀、携帯電話充電器など ②暖房器具(電気毛布等)、加湿空気清浄機等 ③酸素濃縮装置	①1点につき 1日11円 ②1点につき 1日32円 ③1点につき 1日52円
その他	①入所者が選択する特別なサービス ・理美容等 ・施設外で行われる行事等の参加費等 ・外出時の飲食店等での食事代等 ②体調の変化によりホームが提供する食事以外の補助食等 ③医療費 ④日用品費(歯ブラシ、口腔ケア関連用品等)	入所者に直接実費負担していただきます

VI. 入院・外泊する場合(入院・外泊の初日・最終日を除く)

入院・外泊する場合(入院・外泊の初日・最終日を除く)、お部屋を確保している場合には各々の負担区分に定める居住費の額を算定させていただきます。ただし、減免対象者(第1～第3段階)の方は、福祉施設外泊時費用算定時は通常の負担額を、それ以外の期間は個室利用者は1,205円、多床室利用者は865円をご負担していただきます。また、あらかじめ同意のあった入所者について、入院等の期間中に居室をショートステイで利用させていただいた場合には、その期間の居住費は算定しません。